

東温市自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのない東温市の実現を目指して ～



2019（平成31）年3月
愛媛県 東温市

誰も自殺に追い込まれることのない東温市の実現を目指して



全国の自殺者数は、1998（平成10）年以降、14年連続で3万人を超えました。この間、2006（平成18）年には、自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は減少傾向にあります。しかし、自殺者数は依然として2万人を超えております。

2016（平成28）年4月に自殺対策基本法が改正され2018（平成30）年度までにすべての自治体に対し自殺対策計画の策定が義務付けられました。

2017（平成29）年7月には自殺総合対策大綱の見直しが行われ、地方公共団体は国と連携し、各関係機関や団体の方々と緊密に連携・協働しながら、自殺対策を推進することとされています。

市では、市内の既存事業の中から、「生きることを支えるための支援」に関する事業の棚卸しを行い、既存事業を最大限に活用した市内横断的な支援体制の構築を図り、「生きることの包括的支援」を推進することといたしました。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であるという認識の下、市民一人ひとりがこころの健康づくりの大切さを意識し、自分自身の問題のみならず、市全体の問題としてお互いに支え合うため、関係機関のみなさまと連携しながら、「誰も自殺に追い込まれることのない東温市」の実現を目指してまいります。

本計画の策定にあたり、多大なるご協力をいただきました東温市健康づくり推進協議会並びに東温市老成人保健推進部会の各委員のみなさまをはじめ、関係されました多くの方々に、改めて心から感謝と御礼を申し上げます。

2019（平成31）年3月

東温市長 加藤 章

東温市自殺対策計画 目次

第1章 東温市自殺対策計画の趣旨	1
1 自殺対策計画策定の背景と目的	1
2 自殺対策の基本方針	3
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	5
5 計画の数値目標	6
第2章 東温市の自殺の現状と課題	7
1 東温市の自殺の現状	7
2 東温市における課題	12
第3章 自殺対策における取組	13
1 施策体系	13
2 基本施策	14
(1) 地域におけるネットワークの強化	14
(2) 自殺対策を支える人材の育成	16
(3) 市民への啓発と周知	17
(4) 生きることの促進要因への支援	19
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	22
3 重点施策	23
(1) 勤務・経営に関わる自殺対策の推進	23
(2) 高齢者の自殺対策の推進	24
(3) 生活困窮者支援と自殺対策の推進	28
4 生きる支援関連施策	31
第4章 自殺対策の推進体制	37
1 推進体制	37
資料編	39
1 相談機関	39
2 自殺対策基本法	40

第1章 東温市自殺対策計画の趣旨

1 自殺対策計画策定の背景と目的

東温市では、これまでも東温市健康増進計画「健康とうおん～いきいきプラン～（第2次）」に基づき、市民一人ひとりがこころの健康を保ち、いきいきとした社会生活を営むために健康づくりを推進してきました。

そのような中、2016（平成28）年に改正された自殺対策基本法第13条において、「都道府県及び市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする」とされました。

自殺は、その多くが多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、さまざまな要因が連鎖する中で起きています。それは、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの社会的要因があることが知られています。（図1：自殺の危機要因イメージ図）

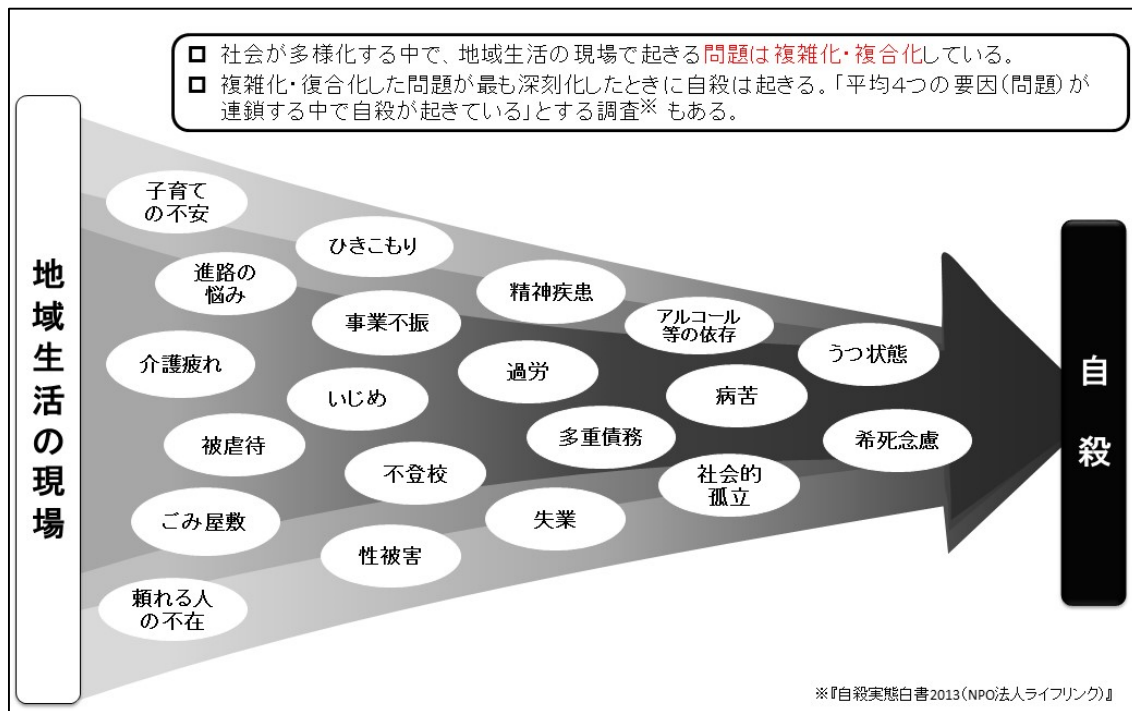
自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

自殺対策は、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければなりません。また、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。

自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とされています。

東温市は、すべての人がかけがえのない個人として尊重される社会、つまり「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「東温市自殺対策計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進します。

図1 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2 自殺対策の基本方針

東温市の実態や課題を整理する中で、自殺総合対策大綱で国が示した5つの基本方針に沿った計画づくりを行います。

～ 自殺総合対策の基本方針（自殺総合対策大綱より抜粋）～

（1）生きることの包括的な支援として推進する

① 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させる。

② 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、生きることの包括的な支援として推進する必要がある。

（2）関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

① さまざまな分野の生きる支援との連携を強化する

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、さまざまな要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには精神保健的な視点だけではなく、さまざまな分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

（3）対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

① 対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。

- ・ 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- ・ 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- ・ 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

① 自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する

自殺に追い込まれるという危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように普及啓発を行う。

② 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取り組みを推進する

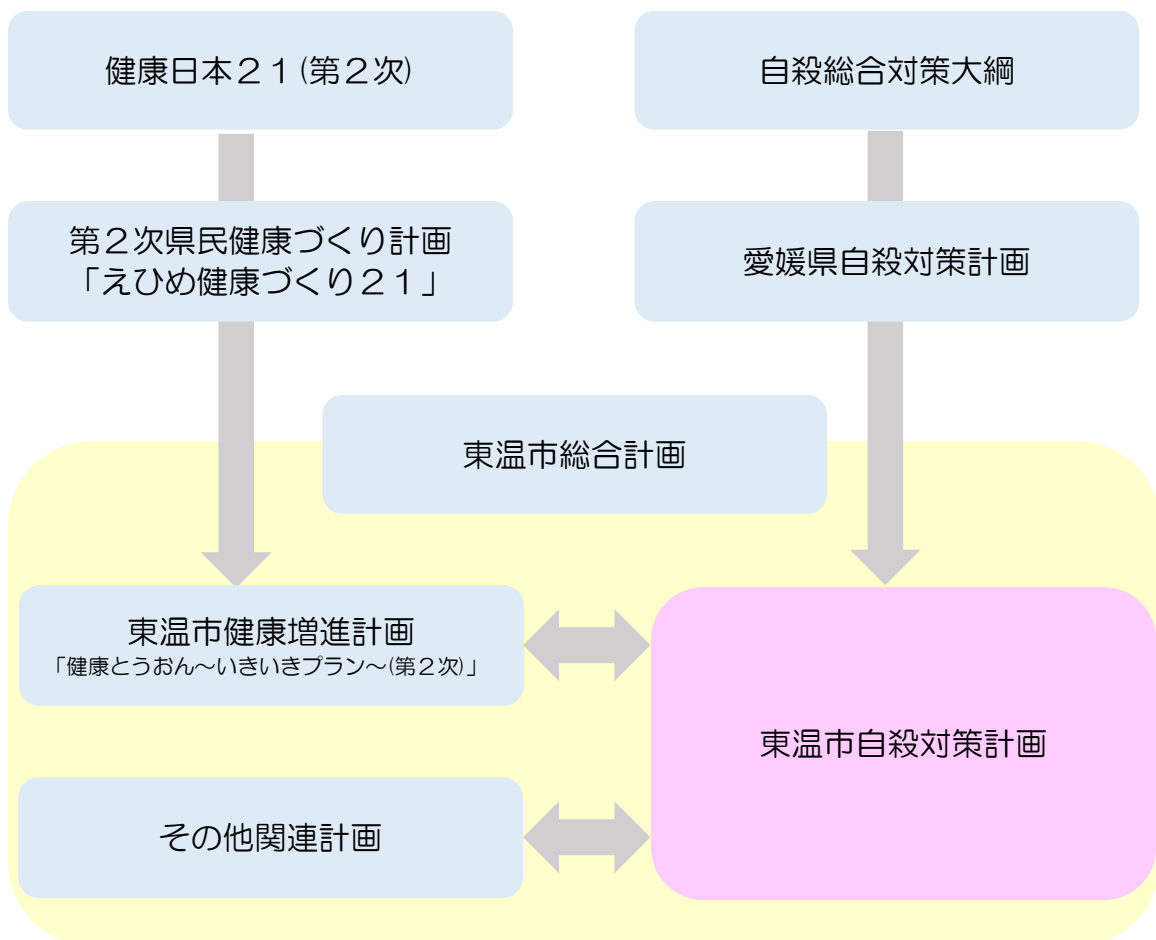
わが国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。すべての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守って行けるような広報活動、教育活動に取り組んでいく。

(5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

① 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、東温市における実情を勘案して定める計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」「愛媛県自殺対策計画」を踏まえ、また、関連性の高い計画である「健康とうおん～いきいきプラン～（第2次）」や「東温市総合計画」をはじめとする市の関連計画との整合性を図ります。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、2019（平成31）年度から2023（平成35）年度までの5年間とします。

また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の数値目標

国は、自殺総合対策大綱において、2026（平成38）年までに人口10万人当たりの自殺者数（以下、「自殺死亡率^{※1}」という）を、2015（平成27）年と比べて30%以上減少させることを目標としています。

このような国の方針を踏まえながら、東温市では、2012（平成24）年から2016（平成28）年までの自殺死亡率の平均17.0を2019（平成31）年から2023（平成35）年までの5年間に、概ね15%減少の14.5以下を目標とします。

	現状	目標値
基準年	2012(平成24)年 ～2016(平成28)年	2019(平成31)年 ～2023(平成35)年
自殺死亡率 ^{※1} (5年間平均)	17.0	14.5以下

	2012 (平成24)年	2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	平均
自殺死亡率 ^{※1}	8.7	14.6	17.6	20.5	23.7	17.0

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2017）」

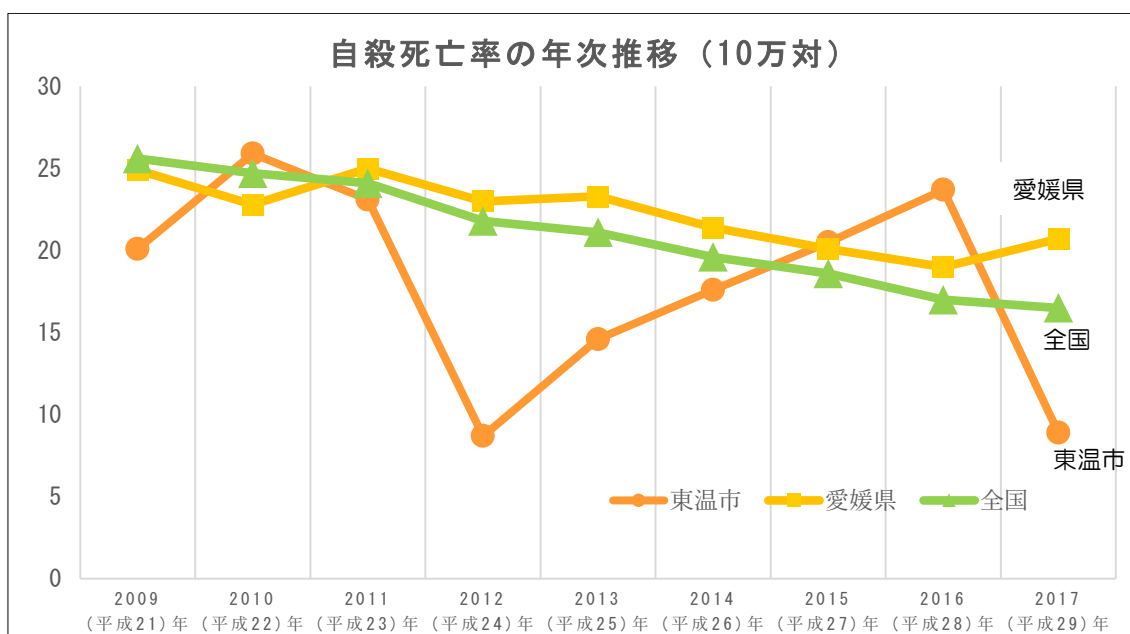
※1 自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数を表しています。
（自殺者数÷人口×100,000人）。

第2章 東温市の自殺の現状と課題

1 東温市の自殺の現状

東温市における自殺の統計は、厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」、自殺総合対策推進センターが各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル（2017）」に基づいています。プロファイルでは、地域の自殺の実態や特徴が把握できるよう、2012（平成24）年から2016（平成28）年の5年間の合計の集計を用いています。

(1) 自殺死亡率の年次推移 2009(平成21)年～2017(平成29)年



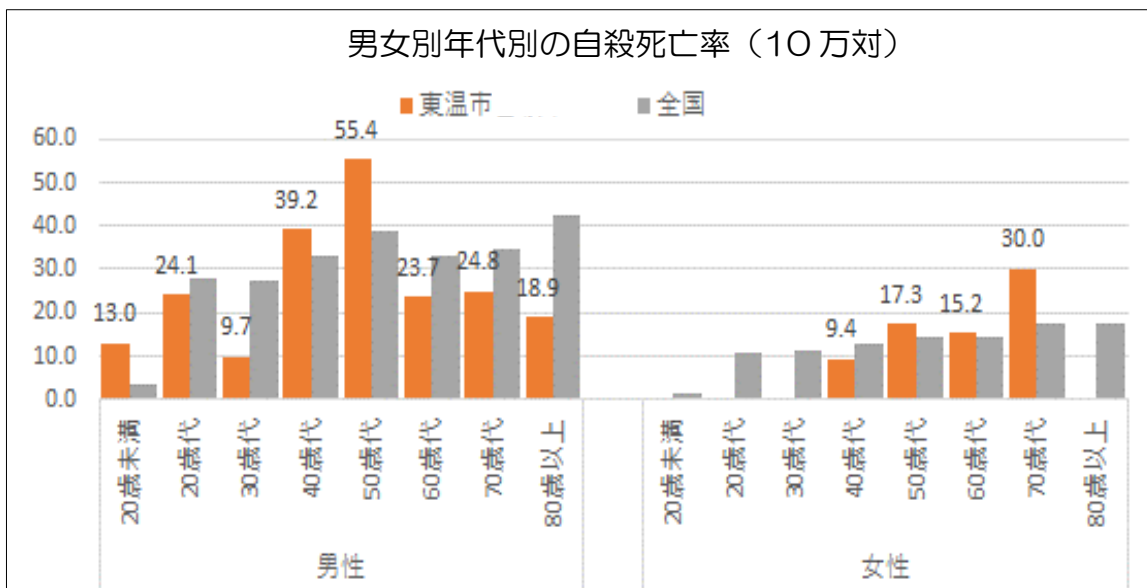
	2009 (平成21年)	2010 (平成22年)	2011 (平成23年)	2012 (平成24年)	2013 (平成25年)	2014 (平成26年)	2015 (平成27年)	2016 (平成28年)	2017 (平成29年)
東温市	20.1	25.9	23.1	8.7	14.6	17.6	20.5	23.7	8.9
愛媛県	24.9	22.8	25.0	23.0	23.3	21.4	20.1	19.0	20.7
全 国	25.6	24.7	24.1	21.8	21.1	19.6	18.6	17.0	16.5

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

国の自殺死亡率は、2009(平成21)年以降減少しており、県も減少傾向です。東温市は大きく増減を繰り返していますが中長期的にみると減少傾向です。

第2章 東温市の自殺の現状と課題

(2) 男女別年代別の自殺死亡率 2012(平成24)年～2016(平成28)年

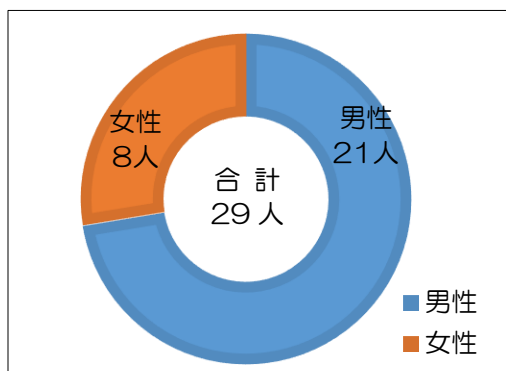


自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」
特別集計（自殺日・住居地、2012(平成24)年～2016(平成28)年合計）

男性は40歳代及び50歳代の働き盛り世代に自殺死亡率が高い傾向です。女性は70歳代が高いです。

(3) 自殺の特徴

① 自殺者数 2012(平成24)年～2016(平成28)年



男性	21人
女性	8人
合計	29人

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺者数の男女比は、男性は女性の2.6倍です。

② 自殺の原因・動機 2012(平成24)年～2016(平成28)年

原因 動機	家庭 問題	健康 問題	経済 生活 問題	勤務 問題	男女 問題	学校 問題	その他	不詳
人数	1人	10人	5人	4人	0人	0人	3人	12人

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※ 原因・動機は3項目まで計上しているため実人数とは異なります。

(4) 有職者の自殺の内訳 2012(平成24)年～2016(平成28)年

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	5人	41.7%	21.4%
被雇用者・勤め人	7人	58.3%	78.6%
合計	12人	100.0%	100.0%

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

特別集計(自殺日・住居地、2012(平成24)年～2016(平成28)年合計)

(性・年齢・同居の有無の不詳を除く)

2012(平成24)年～2016(平成28)年の自殺者数は合計29人ですが、そのうち有職者は12人です。

(5) 60歳以上の自殺の内訳 2012(平成24)年～2016(平成28)年

性別	年齢階級	同居人の有無 (人)		同居人の有無 (%)		全国割合 (%)	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	3	0	27.3%	0.0%	18.1%	10.7%
	70歳代	2	0	18.2%	0.0%	15.2%	6.0%
	80歳以上	1	0	9.0%	0.0%	10.0%	3.3%
女性	60歳代	2	0	18.2%	0.0%	10.0%	3.3%
	70歳代	3	0	27.3%	0.0%	9.1%	3.7%
	80歳以上	0	0	0.0%	0.0%	7.4%	3.2%
合計		11人		100.0%		100.0%	

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

特別集計(自殺日・住居地、2012(平成24)年～2016(平成28)年合計)

2012(平成24)年～2016(平成28)年の自殺者数は合計29人ですが、そのうち60歳以上は11人で、すべて「同居人あり」です。

第2章 東温市の自殺の現状と課題

(6) 主な自殺の特徴 2012(平成24)年～2016(平成28)年

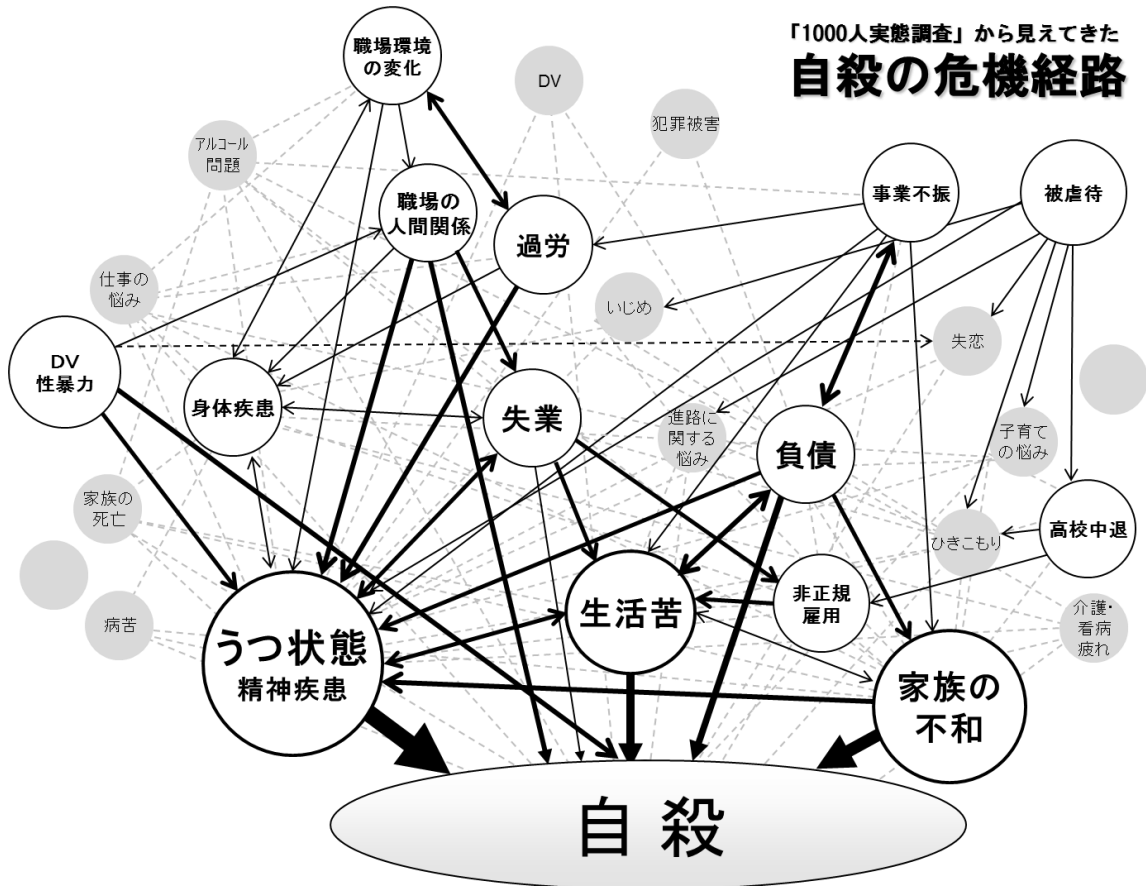
上位5区分 ^(※1)	自殺者数 5年計	割合 ^(※2)	自殺死亡率 (10万対) ^(※3)	背景にある ^(※4) 主な自殺の危機経路
1位 男性 40～59歳 有職同居	5	17.2%	30.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位 男性 60歳以上 無職同居	4	13.8%	31.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位 女性 60歳以上 無職同居	4	13.8%	18.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位 男性 40～59歳 無職独居	2	6.9%	600.8	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位 男性 40～59歳 無職同居	2	6.9%	165.1	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」
特別集計(自殺日・住居地、2012(平成24)年～2016(平成28)年合計)

- ※1 区分は、生活状況別(性別・年齢階級・職業の有無・同居人の有無)に示しています。
順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。
- ※2 自殺者数29人(2012(平成24)年～2016(平成28)年)を母数として割合を示しています。
- ※3 自殺者数や人口が少ない場合は、自殺死亡率が極端に高く示されることがあります。
自殺死亡率の母数(人口)は、2015(平成27)年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターで推計しました。
- ※4 背景にある主な自殺の危機経路は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にし、生活状況別の自殺に多くみられる全国的な自殺の危機経路を例示しています。

背景にある主な自殺の危機経路

自殺は、平均すると
4つの要因が複合的に
連鎖して起きています



NPO 法人ライフリンク自殺実態白書 2013

円の大きさは、要因の発生頻度を表しています。円が大きいほど、その要因が抱えられていた頻度が高いということを示しています。

また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど、因果関係が強いということを示しています。

自殺の直接的な要因としては「うつ状態（精神疾患）」の円が最も大きいですが、うつ状態に至るまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。

自殺は、平均すると4つの要因が複合的に連鎖して起きています。

2 東温市における課題

東温市の自殺者の5年間の累計について、性・年齢・職業・同居人の有無による自殺死亡率を全国と比較すると、全国と比べて自殺死亡率が高いのは、男性では、「40～59歳 有職 同居人あり」、ついで「60歳以上 無職 同居人あり」、女性では、「60歳以上 無職 同居人あり」です。

これらのことから、東温市では、地域自殺実態プロフィール（2017）において、「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」に関する課題が示されています。

第3章 自殺対策における取組

1 施策体系

東温市の自殺対策は、大きく3つの施策で構成します。

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全国的に取り組むことが望ましいとされている「基本施策」と、東温市の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロフィール（2017）により示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進します。

また、市内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策（生きることを支える取組）」と位置づけ、より包括的、全庁的に自殺対策を推進します。

誰も自殺に追い込まれることのない東温市



基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

- 1 勤務・経営に関わる自殺対策の推進
- 2 高齢者の自殺対策の推進
- 3 生活困窮者支援と自殺対策の推進

生きる支援関連施策

既存事業を自殺対策の観点から捉えた市内の事業

2 基本施策

（1）地域におけるネットワークの強化

自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、様々な要因とその人の性格、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健としての視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、さまざまな分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

① 地域における連携・ネットワークの強化

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等、さまざまな関係機関のネットワークづくりが重要です。市民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
地域自立支援協議会	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワークを構築し、自殺対策に関する情報共有を図ります。	社会福祉課
老成人保健推進部会	医師会・歯科医師会・大学・保健所・市民代表・商工会・企業等で構成され、自殺対策に関して、関係機関との協議を行います。	健康推進課
健康づくり推進協議会	老成人保健推進部会での自殺対策の協議を踏まえ、自殺対策を総合的に推進するための協議を行います。	健康推進課

《 評価指標 》

評価指標	現状値	目標値 2023(平成 35)年度
地域自立支援協議会の開催	—	年 1 回以上
老成人保健推進部会の開催	年 1 回 2018(平成 30)年度	年 1 回
健康づくり推進協議会の開催	年 1 回 2018(平成 30)年度	年 1 回

② 庁内における連携・ネットワークの強化

庁内の各課において、自殺対策に関する情報共有及び連携体制の整備を行います。

事業名	事業内容	担当課
自殺対策連絡会	各課の自殺対策関連事業の実施状況の確認及び情報共有を行います。	健康推進課

《 評価指標 》

評価指標	現状値	目標値 2023(平成 35)年度
自殺対策連絡会の開催	年 1 回 2018(平成 30)年度	年 1 回

③ 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

統合失調症やアルコール依存症など、精神疾患の方は自殺のリスクが高い傾向にあります。適切な医療に結び付けられるよう、専門の医療機関やかかりつけ医との連携を図ります。

事業名	事業内容	担当課
専門医や専門の医療機関への紹介及び連携	相談に応じて適切に早期治療につなぐための支援を行います。	健康推進課

（2）自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

① さまざまな職種を対象とする研修の実施

職員の対応力向上を図り、自殺対策を支えるための人材育成に努めます。

事業名	事業内容	担当課
職員研修事業	職員を対象にメンタルヘルスに関する研修を開催します。	総務課

《 評価指標 》

評価指標	現状値	目標値 2023(平成 35)年度
職員を対象とした研修の開催	—	年 1 回以上

② 市民に対する研修による人材育成

日頃から地域住民と接する機会が多い民生委員や地区組織、関係機関、地域ボランティア等を対象に、ゲートキーパー養成講座を開催し、地域における対策の担い手を育成します。

事業名	事業内容	担当課
ゲートキーパー養成講座	こころの健康に関心の高い市民や民生委員等を対象に開催します。	健康推進課
ボランティアセンターの運営	ボランティアによる地域福祉活動の推進を助長するため、相談援助、講座開催、広報活動を行います。	社会福祉協議会

《 評価指標 》

評価指標	現状値	目標値 2023(平成 35)年度
講座のアンケートで「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	80%以上

（3）市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は『誰にでも起こり得る危機』ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行います。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命と暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることの理解を促します。自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開します。

① リーフレット等による啓発と周知

さまざまな機会を活用して、自殺予防に関する情報提供に努めます。

事業名	事業内容	担当課
図書館での心の健康に関する展示等	市民の生涯学習の場としての読書環境の充実を図るとともに、こころの健康に関する書籍の紹介や展示等を行います。	生涯学習課
自殺対策に関する広報活動	自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせた、こころの健康に関する啓発活動を行います。	健康推進課
相談窓口の周知と啓発の推進	リーフレットを作成し、相談窓口の周知と啓発の推進を図ります。	健康推進課

《 評価指標 》

評価指標	現状値	目標値 2023(平成 35)年度
図書館での展示	—	年 2 回
広報活動回数	年 2 回 2018(平成 30)年度	年 2 回

第3章 自殺対策における取組
基本施策（3）市民への啓発と周知

② 講演会やイベント等による啓発と周知

事業名	事業内容	担当課
各種イベントによる展示等（ボランティアフェスティバル、社会福祉大会、健康フォーラム等）	市民への啓発と周知のために、自殺対策（生きることへの包括的な支援）に関する展示や資料の配布などを行います。	社会福祉協議会 社会福祉課 健康推進課
こころの健康講座	こころの健康に関する正しい知識等についての理解を深めるために、こころの不調や不調時の対応、周囲の人に対しての対応等の講座を行います。	健康推進課

《 評価指標 》

評価指標	現状値	目標値 2023(平成 35)年度
講座のアンケートで「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	80%以上

③ ICTを活用した啓発活動

事業名	事業内容	担当課
ICTを活用した自殺対策（自殺対策に関する携帯及びPCサイト）	携帯やインターネットを活用して気軽にこころの健康状態を確認し、正しい知識の普及を図ります。	健康推進課

《 評価指標 》

評価指標	現状値	目標値 2023(平成 35)年度
携帯及びPCサイトへのアクセス数	1,298 件 (平成 29 年度)	年 1,400 件以上

（４）生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、『生きることの阻害要因』を減らす取組に加えて『生きることの促進要因』を増やす取組を行うことが必要です。『生きることへの促進要因』への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

① 居場所づくり活動

地域にある居場所活動等について把握し、関連団体とも連携しながら、居場所づくりや生きがいづくりの活動を支援します。

事業名	事業内容	担当課
図書館運営事業	市民の生涯学習の場としての読書環境の充実を図り、利用しやすい居場所としての環境づくりを行います。	生涯学習課
児童館管理運営事業	児童館の利用者が健やかに成長できるように環境づくりを行います。	保育幼稚園課
放課後児童健全育成事業	就労等により昼間保護者のいない家庭の児童を放課後及び長期休暇中に専用施設等で預かり、健全な遊びと生活の場を提供します。	保育幼稚園課
市営住宅管理事業	入居者が安心して住むことのできる環境整備に努めます。	都市整備課
一般介護予防事業	高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、身近な集いの場等の育成及び支援を行います。	長寿介護課
老人クラブ活動支援	地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブの活動を支援します。	長寿介護課

第3章 自殺対策における取組
基本施策（4）生きることの促進要因への支援

事業名	事業内容	担当課
中学校・高等学校等入学支援金支給事業	中学校・高等学校等へ入学する準要保護世帯の児童・生徒に入学支援金を支給します。	社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対して資金の貸付を行います。	社会福祉協議会
ふれあいコール	内臓疾患を抱えた独居高齢者に対して週2回電話することで孤独感の解消・安否確認を行います。	社会福祉協議会
障がい者総合相談	障がい者の相談を通して不安の解消、生活について考えていきます。	社会福祉協議会
ふれあいいきいきサロンの推進・支援	小地域において、ボランティアと利用者が一体となり、地域の実情に応じた自由な発想による住民の居場所づくりを支援します。	社会福祉協議会
子育て支援事業 すくすく	就園前の乳幼児と保護者の交流・情報交換の場を提供します。	社会福祉協議会
ボランティアセンターの運営 〔再掲〕	ボランティアによる地域福祉活動の推進を助長するため、相談援助、講座開催、広報活動を行います。	社会福祉協議会

《 評価指標 》

評価指標	現状値	目標値 2023(平成35)年度
図書館利用者数	121,609 人 2017(平成29)年度	130,000 人
児童館利用者数	76,525 人 2017(平成29)年度	80,000 人
一般介護予防事業 (身近な集いの場等の数)	—	6 グループ

② 自殺未遂者への支援

自殺未遂者は自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題の一つです。そのためには、一般医療機関、精神科医療機関、救急医療機関における身体・精神的治療とともに、地域に戻った後も、専門的ケアや自殺未遂者の抱えるさまざまな社会的問題への包括的な支援が必要です。このため、関係機関が有機的な連携体制を構築し、継続的な医療支援や相談機関へつなぐためのネットワークの構築を図ります。

事業名	事業内容	担当課
自殺未遂者への支援に対する関係機関との連携	自殺未遂者の再企図防止を図るため、消防署から担当課への救急搬送者情報提供表により関係機関等との情報共有を行い必要な支援を行います。	消防署 警防課

③ 遺された人への支援

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。遺族等への支援として、例えば相続や行政手続きに関する情報提供等の支援と同時に、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動に努めます。

（5）児童生徒のSOSの出し方に関する教育

『 生きることの包括的な支援 』として『 困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる 』ということを目指して、SOSの出し方に関する教育を進めていきます。

① 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施

事業名	事業内容	担当課
SOSの出し方に関する教育	児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための教育を行います。	学校教育課 健康推進課

《 評価指標 》

評価指標	現状値	目標値 2023(平成35)年度
SOSの出し方に関する教育開催回数	—	2023(平成35)年度までに市内全小中学校で各1回以上

② 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

事業名	事業内容	担当課
いじめ防止対策事業	いじめSTOP子ども会議の開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検、見直しを通じて、いじめの未然防止や早期発見、即時対応、継続的な再発防止を図ります。	学校教育課

《 評価指標 》

評価指標	現状値	目標値 2023(平成35)年度
いじめSTOP子ども会議開催回数	年1回 2018(平成30)年度	年1回

3 重点施策

（1）勤務・経営に関わる自殺対策の推進

東温市では、働き盛りの男性における自殺が課題となっていますが、要因として、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また、過労、失業、病気、親の介護等により、こころの健康を損ないやすいためと考えられます。こうした人々が安心して生きられるようにするためには、精神保健としての視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

また、ワーク・ライフ・バランスの考え方のもと、勤務問題による自殺リスクを減少させるため、企業や民間団体との連携を図ります。

① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

事業名	事業内容	担当課
職員健康管理事業	職員の心身の健康の保持、健康相談、健診後の事後指導を行います。	総務課
職員ストレスチェック事業	心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェック及びその結果に基づく面接を行います。	総務課
こころの健康づくりに関する出前講座の開催	企業や商工会等と連携して講座を開催し、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及を図ります。	健康推進課
相談窓口の周知と啓発の推進 〔再掲〕	リーフレットを作成し、相談窓口の周知と啓発の推進を図ります。	健康推進課

《 評価指標 》

評価指標	現状値	目標値 2023(平成 35)年度
職員健康管理事業の特定保健指導実施率	—	100%
職員ストレスチェック事業での高ストレス者に対する医師面接実施率	0% 2017(平成 29)年度	20%

（2）高齢者の自殺対策の推進

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、さまざまな背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。行政サービス、民間事業所サービス等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

① 包括的な支援のための連携の推進

保健、医療、介護、福祉などに関するさまざまな関係機関や団体などの連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

事業名	事業内容	担当課
地域ケア会議	多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進します。	長寿介護課
見守りネットワーク	市内の見守り協力事業所と連携し、異変を察知した際に情報を共有し、迅速かつ的確な対応を行います。	長寿介護課

《 評価指標 》

評価指標	現状値	目標値 2023(平成 35)年度
地域ケア会議 (地域包括ケア推進会議)	—	1 回
見守りネットワーク	10 事業所 2017(平成 29)年度	12 事業所

② 地域における要介護者及び家族に対する支援

関係機関との連携を図り、介護者及び家族を対象に包括的な支援を提供します。

事業名	事業内容	担当課
認知症サポーター養成講座事業	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して認知症についての正しい知識を持ち、認知症の者やその家族を手助けする認知症サポーターを養成します。	長寿介護課 地域包括支援センター
認知症家族の集い	認知症の方を介護している家族等が、介護の不安や悩みについて情報交換できるよう、集いを開催するとともに、適宜認知症や認知症介護に関する学習支援を行います。	長寿介護課 地域包括支援センター
家族介護教室	介護をしている家族等を対象に適切な介護知識・技術やサービスの利用方法等についての教室を開催し、家族の介護負担の軽減や心身のリフレッシュを図ります。	長寿介護課 地域包括支援センター

《 評価指標 》

評価指標	現状値	目標値 2023(平成 35)年度
認知症サポーター養成講座事業実施回数	18回 2017(平成 29)年度	18回
認知症家族の集い実施回数	6回 2017(平成 29)年度	6回
家族介護教室実施回数	6回 2017(平成 29)年度	6回

③ 高齢者の健康不安に対する支援

関係機関との連携を図り、さまざまな相談体制を強化します。

事業名	事業内容	担当課
総合相談支援事業	地域包括支援センター及び在宅介護支援センター（ウェルケア重信・ガリラヤ荘）において、専門的・継続的に相談支援を行います。	長寿介護課 地域包括支援センター
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームによる認知症が疑われる方に対する支援及び認知症地域支援推進員による認知症の容態の変化に応じた相談支援を行います。	長寿介護課 地域包括支援センター
生活福祉資金貸付事業〔再掲〕	低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対して資金の貸付を行います。	社会福祉協議会
高齢者医療・福祉ガイドブックの作成及び普及	高齢者の福祉保健サービスに関する施策、相談窓口、医療機関、介護サービス事業所等の情報を掲載した冊子を作成し、市役所、地域包括支援センター、関係機関の窓口等での相談業務に活用します。	長寿介護課
こころの健康相談	こころの健康に不安がある方に対して、精神科医師等による相談を行います。	健康推進課
保健師、栄養士等による訪問指導等	療養上の保健指導が必要な方や、こころとからだに不安を抱える方等に対し訪問指導や栄養指導を行います。	健康推進課

④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

平均寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢単独世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が重要とされています。さまざまな関係機関と連携しながら、孤独や孤立の予防のみならず、高齢者の心身機能の変化を受け止めることができる体制を構築します。

事業名	事業内容	担当課
一般介護予防事業 〔再掲〕	高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、身近な集いの場等の育成及び支援を行います。	長寿介護課
老人クラブ活動支援 〔再掲〕	地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブの活動を支援します。	長寿介護課
シルバー人材センター 運営事業	高齢者の生きがいづくりのため、臨時的かつ短期的な仕事や軽易な仕事を請け負い、組織的に活動するシルバー人材センターの運営を支援します。	長寿介護課
ふれあいコール 〔再掲〕	内臓疾患を抱えた独居高齢者に対して週2回電話することで孤独感の解消・安否確認を行います。	社会福祉協議会
ふれあいいきいきサロンの推進・支援 〔再掲〕	小地域において、ボランティアと利用者が一体となり、地域の実情に応じた自由な発想による住民の居場所づくりを支援します。	社会福祉協議会

《 評価指標 》

評価指標	現状値	目標値 2023(平成35)年度
一般介護予防事業 (身近な集いの場等の数)	—	6グループ

(3) 生活困窮者支援と自殺対策の推進

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、知的障がい、発達障がい、精神疾患、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮の状態にある方、生活困窮に至る可能性のある方が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を講じます。

① 相談支援

事業名	事業内容	担当課
<p>各種納付相談等 (消費生活相談事業、納税相談、国民年金受付相談事業、市営住宅家賃滞納整理業務等)</p>	<p>「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、さまざまな支援につなげるために、各種税金や保険料の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある方の相談を行います。</p>	<p>総務課 税務課 市民課 都市整備課</p>
<p>生活福祉資金貸付事業 〔再掲〕</p>	<p>低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対して資金の貸付を行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>

② 居場所づくりや生活支援の充実

事業名	事業内容	担当課
母子父子自立支援事業	ひとり親家庭の父母を対象に、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金等の制度活用に関する相談支援を行います。	社会福祉課
ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等の子どもを対象に学習支援に関する相談・指導を行います。	社会福祉課
図書館運営事業 〔再掲〕	市民の生涯学習の場としての読書環境の充実を図り、利用しやすい居場所としての環境づくりを行います。	生涯学習課
児童館管理運営事業 〔再掲〕	児童館の利用者が健やかに成長できるように環境づくりを行います。	保育幼稚園課
放課後児童健全育成事業 〔再掲〕	就労等により昼間保護者のいない家庭の児童を放課後及び長期休暇中に専用施設等で預かり、健全な遊びと生活の場を提供します。	保育幼稚園課
市営住宅管理事業 〔再掲〕	入居者が安心して住むことのできる環境整備に努めます。	都市整備課
中学校・高等学校等入学支援金支給事業 〔再掲〕	中学校・高等学校等へ入学する準要保護世帯の児童・生徒に入学支援金を支給します。	社会福祉協議会

《 評価指標 》

評価指標	現状値	目標値 2023(平成 35)年度
ひとり親家庭等学習支援事業	重信地区 10 世帯 14 人 川内地区 4 世帯 6 人 計 20 人 2018(平成 30)年度	40 人

第3章 自殺対策における取組
重点施策(3) 生活困窮者支援と自殺対策の推進

③ 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

事業名	事業内容	担当課
生活困窮者自立支援事業	就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行い、自立に向けて支援します。	社会福祉課
生活保護業務	住居確保、就労支援、医療等の相談を行います。	社会福祉課

《 評価指標 》

評価指標	現状値	目標値 2023(平成35)年度
生活困窮者自立支援事業相談件数	見込み 80件 2018(平成30)年度	100件

4 生きる支援関連施策

生きる支援関連施策は、自殺対策に関連のある事業を掲載しました。あらゆる機会を捉え、生きることの包括的な支援に取り組みます。

- 《基本施策》 1 地域におけるネットワークの強化
2 自殺対策を支える人材の育成
3 市民への啓発と周知
4 生きることの促進要因への支援
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- 《重点施策》 1 勤務・経営に関わる自殺対策の推進
2 高齢者の自殺対策の推進
3 生活困窮者支援と自殺対策の推進

担当課	事業名	生きる支援事業内容	基本施策					重点施策		
			1 ネットワークの強化	2 人材育成	3 啓発と周知	4 生きる支援	5 SOSの出し方教育	1 勤務・経営	2 高齢者	3 生活困窮者
総務課	消費生活相談事業	消費者相談・情報提供及び消費者教育・啓発を行います。								○
	男女共同参画事務	市民・職員に向けた研修等を通して男女が共に働きやすい環境の整備を図ります。						○		
社会福祉課	ボランティアセンターとの連絡調整	ボランティアセンターに登録・活動を行う団体に対して助成を行い、ボランティア活動の振興を図ります。		○						
	生活困窮者自立相談支援等事業	市民の生活安定のため、差し迫って必要とする生活資金を、迅速かつ低利で貸し付けます。								○
	民生委員費	民生委員による地域の相談及び支援を行います。		○						
	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報及び相談の窓口を設置します。				○				

第3章 自殺対策における取組
 生きる支援関連施策

担当課	事業名	生きる支援事業内容	基本施策					重点施策		
			1 ネットワークの強化	2 人材育成	3 啓発と周知	4 生きる支援	5 SOSの出し方教育	1 勤務・経営	2 高齢者	3 生活困窮者
社会福祉課	児童扶養手当支給業務	ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。								○
	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等に医療費を助成します。								○
	ひとり暮らし等施策	地域の登録ボランティアによる話し相手及び安否確認を行います。65歳以上の内臓疾患を抱えた独居高齢者に対し週2回電話をすることで孤独感の解消及び安否確認を行います。		○					○	
	地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を行います。	○							
産業創出課	中小企業振興資金事業	中小零細企業の経営体質や経営基盤の強化・安定を図ることを目的に設備資金や運転資金に対して低金利で融資を受けられる体制を整えるとともに、支払利子の一部や信用保証料の補助を行います。						○		
	経営指導員相談事業（商工会補助金）	商工会に対して補助を行い、経営指導員による融資、経営、ものづくりなどの相談や指導が行える体制を整えます。						○		
学校教育課	青少年補導事業	街頭補導活動、教育相談、補導委員会・連絡協議会の開催等、青少年の非行防止を図るための事業を行います。		○	○					
	学校保健事業	学校保健安全法に基づいて児童生徒及び職員の健康増進に向けた各種事業を行います。					○			

第3章 自殺対策における取組
生きる支援関連施策

担当課	事業名	生きる支援事業内容	基本施策					重点施策		
			1 ネットワークの強化	2 人材育成	3 啓発と周知	4 生きる支援	5 SOSの出し方教育	1 勤務・経営	2 高齢者	3 生活困窮者
学校教育課	教職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づいて学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。						○		
	少年健全育成推進事業	青少年問題等協議会の開催、児童生徒をまもり育てる日の実施等、少年の健全育成の推進を図ります。					○			
	スクールソーシャルワーカー設置事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを設置し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対して、該当児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。					○			
	スクールカウンセラー活用事業	児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識を有する臨床心理士等を中学校へ配置し、小中学校の不安や悩みを抱える児童生徒や教職員のカウンセリングを行います。					○			
保育幼稚園課	ファミリー・サポート・センター運営事業	子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人の会員組織化。住民同士が気づき、力を高め、必要に応じて専門機関につなげます。		○		○				
	児童相談事業	家庭児童相談員等を配置し、子育て等に関する各種相談を受けて援助を必要とする児童・家庭を早期発見し、早期対応を行います。	○			○				

第3章 自殺対策における取組
 生きる支援関連施策

担当課	事業名	生きる支援事業内容	基本施策					重点施策		
			1 ネットワークの強化	2 人材育成	3 啓発と周知	4 生きる支援	5 SOSの出し方教育	1 勤務・経営	2 高齢者	3 生活困窮者
生涯学習課	人権教育推進事業	人権意識を高めるための啓発を行います。			○					
	公民館活動事業	出前講座等、地区住民への講演や講習会を行います。		○						
	PTA活動の支援・育成に関する事業	家庭教育の向上と、教育現場と家庭における教育課題の共有を図ります。また、学校及び家庭が子どもたちの健全な成長の責任を分かち合っています。			○					
	青少年教育事業	青少年が自他ともにかげがえのない存在であることを認識し、社会の一員であることを自覚しながら、心身ともに健康で豊かな未来に希望をもった郷土愛のある人間へと成長できるよう、青少年教育に取り組みます。また、ボランティアスタッフの人材確保及び指導者育成、さらに、活動における安全対策を図ることで青少年やその保護者が安心して活動していく環境を整えます。			○					
	移動図書館事業	移動図書館車による巡回サービスを行います。			○					
	図書館子どもの読書活動支援事業	ブックスタート事業の実施、絵本ガイドの配付、小中学生おすすめ50冊作成配布、読み聞かせ講師派遣、ブックトーク講師派遣、家族ふれあい読み聞かせ教室・親子読書グループ等研修会・図書館フェスタ等を開催します。			○					

担当課	事業名	生きる支援事業内容	基本施策					重点施策		
			1	2	3	4	5	1	2	3
			ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方教育	勤務・経営	高齢者	生活困窮者
健康推進課	妊産婦・乳幼児相談	母子健康手帳の交付や妊娠・出産・子育て等の相談により、切れ目のない支援を行います。				○				
	母子各種委託健康診査(妊婦)	妊婦一般健康診査・妊婦歯科健康診査の委託医療機関と連携を図り、ハイリスク妊婦の支援を行います。				○				
	妊産婦・新生児等訪問	家庭訪問により、妊娠・出産・子育て等に関する相談を行います。				○				
	母子各種委託健康診査(乳幼児)	乳児一般健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の委託医療機関と連携を図り、ハイリスク児及び家族の支援を行います。				○				
	妊婦・乳幼児教室	教室を通じて、妊娠・出産・子育て等に関する学習や情報交換、交流を行います。				○				
	精神保健自主組織活動支援	こころの病について理解を深め、当事者の社会参加やこころの健康づくりに取り組み、活動の輪を拡げます。				○				
	健康づくり自主組織活動支援	健康寿命の延伸を目指すため、健康づくりに関する正しい知識を身につけ、地域での活動の輪を拡げます。				○				

第3章 自殺対策における取組
 生きる支援関連施策

担当課	事業名	生きる支援事業内容	基本施策					重点施策		
			1 ネットワークの強化	2 人材育成	3 啓発と周知	4 生きる支援	5 SOSの出し方教育	1 勤務・経営	2 高齢者	3 生活困窮者
健康推進課	健康相談	生活習慣病予防や健康づくりを目的として健康相談を行います。				○				
	栄養相談	生活習慣病予防や健康づくりを目的として食生活に関する相談を行います。				○				
	健康教室	生活習慣病予防や健康づくりを目的として健康教室を行います。				○				
	特定保健指導	生活習慣病予防や健康づくりを目的として健康診査結果等に基づく相談を行うとともに、健康問題等の不安や悩みに対する相談を行います。				○				
	各種健康診査診察相談	生活習慣病予防や健康づくりを目的として健康診査結果等に基づく相談を行うとともに、健康問題等の不安や悩みに対する相談を行います。				○				

第4章 自殺対策の推進体制

1 推進体制

庁内の関係課及び関係機関で構成される「東温市自殺対策連絡会」を設置して、課題や取組について協議を行い、総合的な自殺対策を推進します。

また、医師会、保健所及び学校等の関係者や企業、商工会及び福祉等の関係団体の代表者、市民の代表者などで構成される「東温市健康づくり推進協議会」において、関係機関との連携を強化して社会全体での自殺対策の取組を推進します。

東温市健康づくり推進協議会

東温市医師会
 東温市歯科医師会
 愛媛大学大学院医学系研究科 疫学・予防医学講座
 愛媛県中予保健所
 東温市議会
 東温市衛生委員
 とうおん健康づくりの会
 東温市民生児童委員協議会
 東温市食生活改善推進協議会
 東温市校長会
 東温市社会福祉協議会
 東温市商工会
 えひめ中央農業協同組合 他

報告

意見

東温市自殺対策連絡会

市長

健康推進課
 生保学都産市長社税企総
 涯育校市業 寿会 画
 学幼教整創民介福務政務
 習園育備出 護社 策
 課課課課課課課課課課課

《 関係機関 》
 東温市社会福祉協議会 等

資料編

1 相談機関

相談内容	相談窓口	連絡先	時間・内容など
うつ病に悩むご本人、ご家族、企業の方の相談	NPO法人こころ塾	089-931-0702	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 (祝日・年末年始を除く)
自殺について悩んでいる方の相談	NPO法人 松山自殺防止センター	089-913-9090	月・水・金曜日 20:00～23:00 ○自死遺族のつどい 毎月第1土曜日 13:30～16:00
こころの悩み相談	社会福祉法人 愛媛いのちの電話	089-958-1111	1日～10日 12:00～翌朝 6:00 11日～月末 12:00～22:00 ○ホームページ上にインターネット相談の窓口があります。
		0120-783-556 (フリーダイヤル)	毎月10日 8:00～翌朝 8:00
働く方の悩みや不安に関する相談	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 本部	03-5772-2183	月～土曜日 15:00～20:00 (祝日・年末年始を除く) お1人1回30分以内
働く方の悩みや不安に関する面談による相談	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 四国支部	089-945-8110	こころの相談室面談予約(有料) 月～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
こころの病気、精神保健に関する相談	愛媛県心と体の健康センター	089-911-3880	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	愛媛県中予保健所健康増進課	089-909-8757	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
こころの問題や精神的な悩みの相談	こころのダイヤル (愛媛県心と体の健康センター)	089-917-5012	月・水・金曜日 9:00～12:00 13:00～15:00 (祝日・年末年始を除く)
思春期の悩みや不安に対する相談	思春期精神保健相談 (愛媛県心と体の健康センター)	089-911-3880	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関する相談	愛媛県心と体の健康センター		
働く人のこころの健康問題や悩みの相談	こころの耳 電話相談	0120-565-455 (フリーダイヤル)	月・火曜日 17:00～22:00 土・日曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
	こころの耳 メール相談	http://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan	24時間受付
生活や家庭、仕事など暮らしの中の悩みの相談	よりそい ホットライン	0120-279-338 (フリーダイヤル)	24時間対応

2 自殺対策基本法

平成十八年法律第八十五号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、交付の日から施行する。

東温市自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのない東温市の実現を目指して ～

2019（平成31）年3月
愛媛県 東温市

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1
東温市 市民福祉部 健康推進課